

(参考様式3)

# 会 議 録

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                       |                  |  |          |    |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--|----------|----|
| 会 議 の 名 称          | 令和6年度第3回東村山市立図書館協議会                                                                                                                                                                                                                                                   |                  |  |          |    |
| 開 催 日 時            | 令和7年3月11日（火）午前10時～正午                                                                                                                                                                                                                                                  |                  |  |          |    |
| 開 催 場 所            | いきいきプラザ 教育委員会室                                                                                                                                                                                                                                                        |                  |  |          |    |
| 出 席 者<br>及 び 欠 席 者 | <p>●出席者：</p> <p>（委 員）野坂純司委員・竹澤廣介委員・鶴田良平委員・<br/>徳永靖子委員・堀渡委員・黒尾和久委員</p> <p>（市事務局）<br/>新倉図書館長・野口館長補佐・並木奉仕係長・中村富士見地区館長・<br/>藤山萩山地区館長・松井秋津地区館長・安保廻田地区館長<br/>大野公共施設マネジメント課課長補佐・檜教育施設再生担当主査・<br/>高橋教育政策課主任</p> <p>●欠席者：臼田統志夫委員・石河聡子委員・宮川健郎委員</p>                             |                  |  |          |    |
| 傍 聴 の 可 否          | 傍聴可能                                                                                                                                                                                                                                                                  | 傍聴不可の場合<br>はその理由 |  | 傍聴者<br>数 | 2名 |
| 会 議 次 第            | <p>1. 報告</p> <p>（1）令和6年度事業報告</p> <p>（2）令和6年度重点事業の進捗について</p> <p>（3）萩山小学校等複合施設事業に関する実施方針及び要求水準<br/>書（案）の公表</p> <p>（4）令和7年度予定について</p> <p>（5）その他</p>                                                                                                                      |                  |  |          |    |
| 配 布 資 料            | <p>1. 令和6年度第3回東村山市立図書館協議会次第</p> <p>2. 令和6年度第3回東村山市立図書館協議会 報告資料</p> <p>3. 萩山小学校等複合施設整備事業に関する実施方針及び要求水準書<br/>（案）（市ホームページリンク）</p> <p>4. 秋津地区子どもの遊び場安心エリア整備事業 進捗ちらし</p> <p>5. 本の森 案内</p> <p>6. 秋津図書館図書園（本の森）花壇の花植えボランティア募集&amp;桜<br/>のライトアップ チラシ</p> <p>7. 学校図書館支援だより</p> |                  |  |          |    |
| 問 い 合 わ せ 先        | <p>事務局 東村山市立中央図書館</p> <p>担当者名 野口</p> <p>電話番号 042-394-2900</p> <p>FAX番号 042-394-4107</p>                                                                                                                                                                               |                  |  |          |    |

## 会 議 経 過

(事務局) 本日の進行について、次第の１（１）の後に（３）を先に行う。

### １．報告

#### （１）令和６年度事業報告

(事務局) 図書館開館５０周年事業の１２月以降の実績について報告する。「冬休みお楽しみパック」は、これまでは一人１パックの貸出に限っていたところを無制限にしたため、前年度実績の４倍近い利用となった。また、パックの作成方法も自館の所蔵資料だけから選んでパックにしていたのを市内のほかの図書館からの取り寄せも可としたため、テーマのバリエーションが広がった。職員は、自分の考えるテーマに沿った資料を全館の蔵書の中から集めてパックを作るが、作成したパックが借りられるのを目の前で実感できることから自己研鑽とモチベーションアップにつながっている。地域ライターがnoteにこの事業について記事を掲載しているので紹介しておく。

- 名称は様々だが、同様の事業は他市でも行われている。どんなテーマかの紹介はあるのだろうか、中身を隠したパックで自分で選ばない本がうけるのか、と疑問に思っていたが、当市では実績が急増したという。内容は子ども向きが中心なのか。

(事務局) 年齢別にあり大人向けもある。説明のカードで対象年齢が分かるようにしている。

- こんな本が入っているというヒントがあるのか。

(事務局) カードに、中に入っている本のヒントを書いてわかるようにしている。中身は開けてからのお楽しみとなっている。

- 職員と利用者の両方にとって良い結果が出ているようだ。

(事務局) 秋津図書館図書園について整備工事が進み、３月２２日に花壇の花植えを行うためのボランティアを募集している。また、同日に桜専用ライトによるライトアップを行う。市報等でお知らせをしている。

廻田図書館のトップライト改修工事が始まった。工事中は予約本の貸出と返却の受取りだけを行っており、フロアには入れない状況である。

#### （３）萩山小学校等複合施設事業に関する実施方針及び要求水準書（案）の公表

(事務局) 先日要求水準書案が公表されたので担当所管から報告する。

以前より、図書館協議会からも様々なご意見をいただいていたが、公共施設再生アクションプランを令和６年３月に公表した。複合施設化の中で、萩山小学校にどのような公共図書館があるべきかというお話をいただきながらまとめたものがアクションプランとなる。今年度は、建物の設計、工事、そして建物を使い始めてからの維持管理をまとめて発注する。発注のために、事業者の皆様「こういうものを作ってください」という実施方針と要求水準書の案を公表した。これは、アクションプランを事業者により分かりやすくするためにまとめたものである。１００ペー

ジを超えるため、本日の資料にある二次元コードをスマートフォンで読み取って、後日詳しく確認していただきたい。公共施設再生アクションプランの建物整備について特に気を付けてほしい点をまとめることができたので、改めて御礼申し上げます。報告は以上です。

- せっかくなので、中身について少しお話ししていただきたい。

(事務局) まず全体像だが、これまでの公民館機能、図書館機能、児童クラブ、集会所といったコミュニティ系の機能を学校施設と併設する。学校とコミュニティ施設を一体的に提供することで、より多くの方に利用していただけるものになればと思っている。ユーザーに優しい施設を目指して整備している。地域の方々は、子どもと一般の方が同じ建物に入ることのセキュリティ面をかなり気にされていた。セキュリティの問題は、しっかり書かせていただいているが、建物の設計自体を行うのではなく、「こういう使い方がしたいので、それにあった建物の設計をお願いします」という発注を今年度行う。セキュリティはしっかり担保するが、どういう方法で確保するかは、動線を区切って人が入れないようにする運用までは決めているが、誰もが使いやすい施設を提案してもらおう。そのため要求水準書案には図面などは載せていない。イメージが掴みにくい部分もあると思うが、事業者の皆様の良いものを提案してもらいたいと考えている。図書館部分では、アクションプランでは、「読書ニーズに対応するため、誰でもどこでも気軽に利用できる施設を目指し、体験型図書館をコンセプトとして整備します」としているが、要求水準書では、建物にフォーカスしてコメントしている。「体験型図書館をコンセプトとし、声をだして読み聞かせやお話し会などができる動ゾーンと、自習や読書に集中できる静ゾーンを設け、様々な利用シーンに対応できる空間とする。児童スペースは周囲との調和に考慮しつつ、色使いや質の高い材質などから明るく楽しい雰囲気を感じられる空間とする」など、建物についての要件を明確化している。以降も、建物に関してこうしてほしい点を書いているが、詳細に書きすぎず要求だけを示している。ご興味があればお目通しいただければと思う。

- ここ2年ぐらい、協議会では各委員から様々な意見が出たと思うが、今回の要求水準書案は踏み込んでいないと感じる。これは、事業者が提案してきた時のチェックポイントとして使うものなのかもしれない。例えば、「こういう施設にしてくれ」「図書館部分はこういうことに配慮してくれ」といったことはあまり書いておらず、「静ゾーン」「動ゾーン」といった程度となっている。コミュニティ部分と学校との共有、特にコミュニティ利用者が学校に入り込まないようにすることは明確に書いてあるが、施設でどういう使い方ができるかはあまり書かれていない。説明もやりにくいかもしれないが、業者にとりあえず提案してもらおうという進め方となっている。管理部門で事務室を一体化し効率化しようという動きがある一方で、図書館に関しては図書館フロアのカウンター後ろあたりに事務室を置くことになっている。コミュニティ施設の管理部門と図書館事務室を一体化する案ではないようだ。図書館は独立した機能として事務所を作り、図書館スペースの中に合理的に配置するという方針は出ているように感じる。ただし、図書館内だけでなく、コミュニティスペース全体で図書館の本を自由に持ち出して利用することが書いてあるので、蔵書の管理方法が課題になると思った。20年くらい前から、公共図書館界ではICタグを使った蔵書管理や入りロゲートの管理が始まっているが、東村山

市では手をだしてこなかった。このことには、政策の優先順位についての合理的な判断があったのかなと思う。萩山の施設が利用開始になるまでの間に、少なくとも萩山図書館で提供する本はＩＣタグを貼って管理するなど、市内の図書館全体での検討が必要になる。ただ、このことは、この間の協議会では、情報提供としても出てこなかったように思う。コミュニティ施設内での新しい利用展開の話が出ていたが、今回の要求水準書案のように具体的には話されていない。

(事務局) 建物の設計などは書きすぎると、事業者の提案の余地がなくなってしまう。書きすぎないことは前提だが、使い方をどうするかは別の問題となる。今回は建物の作りについてフォーカスしているので、いただいたご意見をこの建物内でどう運用していくかは今後も検討できる。そこはまず申し上げたい。図書館の機能とそれ以外のコミュニティの機能は、共通する部分も多いと思う。事務所については、細分化されると縦割りも発生してしまうので、基本的に一体の方がいいと思っている。図書館については、事務作業も全く別物なので、しっかり分けた案となっているので、ご安心いただければと思う。ＩＣタグの話は、施設内のどこでも本を読めるようになると盗難などがご懸念だと思うが、図書館の蔵書すべてにＩＣタグを貼るのは予算的に厳しい面もある。どういう運用にするか、ＩＣタグをつけるかつかないかは、引き続きの検討課題となっている。ただ盗難防止ゲートなどは後付けができるので、今回の要求仕様にはそれがなくても問題は無いと捉えている。運用開始までに、皆様からも引き続きご意見いただけたらと思う。

- ＩＣタグを採用するかの方針は、施設の設計・建設にはタイムリミットがあるから決まっているかと思ったが、そうでもなく、まだ可能性の範囲内ということは理解した。

(事務局) 運用方法が変わるので、そのような懸念が発生することは理解している。

- ＩＣタグを貼って管理する場合、市内の図書館では他の図書館から本が日常的に動いている。萩山だけ貼れば済む話ではないので、そこが大きな課題になる。

(事務局) 我々も、１つの館だけで済む話ではないと捉えているが、一気にやるには多額の費用がかかるため、市の財政状況を鑑みると、現状では難しい。

- 一館だけで済む話ではない点は本当にその通りだと思う。学校との施設共用については、議論の出発点として明確にされていると感じた。
- 建物の名称は決まっているのか。図書館機能のことしか話していないが図書館名は残るのか。

(事務局) この建物の名称はまだ決まっていない。事業を進めるため、仮に「萩山小学校等複合施設」としているが、愛称をつける可能性もある。全国の複合公共施設では、全体の建物名称の下に「〇〇図書館」のように記載されることが多く、萩山図書館の名前を一切使わないことは想定していない。後継施設は図書館法に基づく図書館を想定している。

- 建物は50年ほどで建て替えが必要になるが、その時に数を減らすのか、見直しを行いながら最低限のレベルを維持するのかが重要な点である。
- 図書館の数は減らして欲しくないという利用者の方々は考えている。「本のコーナー」のような名称になると、図書館でなくても良いという意見も出てしまうため、図書館としての機能を維持することが重要である。
- 事業者と個別対話が行われるが、どれくらい申し込みが来ているのか。

(事務局) 具体的な事業者数は、集計が完了していないため今は申し上げられない。今回の対話は、要求水準書と実施方針に基づいて行われている。要求水準書は、建物の仕様書の案だが、事業者から質問が多く寄せられている。対話に来てくれなかったら困ると思っていたが、幸い予定していたスケジュールは埋まっている。具体的に事業者とのやり取りが始まった際には、図書館職員や利用者の方々の意見を聞ける機会を設けたいと思っている。

- よかった。具体的やり取りが始まった時に利用者や協議会にも聞いてもらいたい。

(事務局) 要求水準書案は、例えば協議会で出された「対面朗読の部屋は確実に欲しい」という意見は、事務局側の目線で見ると内部事情も分かっているので、共用の部屋で代用でもやむなしと思っていたが、部屋の設計提案にきちんと盛り込まれたと捉えている。また、乳幼児向けに靴を脱いで上がれるスペースのイメージも、図書館単独ではないかもしれないが、共用のスペースとして想定され、盛り込まれている。コミュニティや多世代交流のために使える外のイベントスペースのようなエリアがあるとよいという意見もいただいたが、コミュニティエリアで専有スペースを使う際の案として盛り込まれている。

(事務局) これまでに協議会からいただいたご意見は、図書館や教育政策課から、教育部の立場からフィードバックしてもらい、読み聞かせや対面朗読といった具体的な項目として、図書館の諸室の要件がアクションプランに明確に記載されている。例えば読み聞かせスペースや、靴を脱いで上がれる乳幼児向けイベント開催を想定したスペースなど、具体的に明文化した。建物を建てる上で必要なものとしては、皆さんからいただいたご意見をしっかり踏まえられたと考えている。公共施設マネジメント課はじめ、職員では考えが及ばないところもあったかと思うので、これまでいただいたご意見は貴重なもので、改めてお礼申し上げる。今後の話として令和7年度春から、まず議会で事業費についてご承認いただいた後に、設計や施工、維持管理を行う事業者の選定プロポーザルを行う。建物の設計開始は令和8年度からになる。新校舎が使えるようになるのが、令和12年度で、その後に今使っている校舎を解体して、全ての工事が終わるのは令和13年度か14年度である。新しい図書館の利用は令和12年度からで、それに向けて運営をどうしていくか考えていくことになる。建物を建てる仕様書は今回取りまとめたが、建物ができてからの運営については、もう少し検討を続ける。その間、引き続きご意見いただきたい。

- 今後もいい議論をしていきたい。新施設は本があるだけでなく、具体的に事業展

開できるように維持することが大切である。学校は児童数で教室数は増減するが、図書館はそうではない。現状の5館は維持してもらいたい。

- オペレーションの立場から意見を交わすべきと思う。

(事務局) 5館だけではなく、公共施設の建て替え等に合わせて貸出窓口を入れる等サービススポットの拡大の検討も必要だと思っている。諏訪町など図書館に行きにくいエリアにスポットを増やす要望が以前に協議会でも出ている。それを検討するのが大切な視点だと思う。

- 協議会は続いていくが、図書館の管理職の異動が頻繁にあると、図書館のガバナンスの話がしにくくなる。管理職が図書館の見識を持っているから協議会として話ができ、公共施設マネジメント課も話を建設的に受け止めてもらえたとも思う。信頼関係があってよい。

(2) 令和6年度重点事業の進捗について

(事務局) 報告事項(2)に戻る。秋津地区子どもの遊び場安心エリア整備事業について、都の補助金を利用して取り組んでいる。子どもの意見徴収が補助金の必須要件のため、地域の小中学生から意見をもらい図書園の設計に取り入れた。また、子どもから愛称候補を募集して投票により「本の森」に決定した。配布資料は、進捗状況を報告する館内ポスターで、HPにも掲載している。手書きのイメージ地図も添付した。安全に自由に駆けまわれる場として活用してもらおう。地域での居場所や交流の場として整備する図書園での取り組みは、今後萩山小学校に入る図書館をどのように運用していくか検討する際のモデルケースになるのではないかと考えている。令和7年度までの事業だが、その後も継続的に運用していくために、花植えボランティアをきっかけに、緩やかな秋津応援隊として活動してもらおうことを期待している。7月にオープン予定である。

- 大事な話だった。市内では庭のある図書館は秋津図書館だけだが、そこで新たなことが考えられるのは良い。イメージ図の中身は大切なこと。萩山はどのような施設の割り振りになるかわからないが、学校とコミュニティ施設は別だが、校庭は安全管理しながら一体的に利用できるようになるのか。
- 秋津図書園は、とても素敵な施設になっている。萩山図書館は、機能の集約化により小学校と一体化するのは安全面で保護者は心配になる。子どもを守りつつ全年齢の交流は大切だがバランスが難しい。安全が担保できないと理解が得られない。

(事務局) 秋津地区では見守りアプリを利用している。秋津図書園は外から直接は入れない。整備事業を秋津地区で行っているのは、人口が増えている割に子どもが遊べる施設が少ないため、事業提案したものである。

- 施設の愛称を決めるため生徒たちが投票をしたのは、自分たちで考えた場所として愛着を持てる。
- 不読率が年齢と共に高くなっているのも、子どもたちに図書館に関心を持ってもら

うのは良い。秋津図書館はライトノベルなどティーンズサービスに力を入れているのでこれをきっかけに関心持ってもらいたい。

(事務局) 子どもたちの意見を聞いて設計に活かした。中学生が放課後図書館に来るのは部活などで難しいが、まずは来てもらうのが大切。

- 過度に干渉されず、おしゃべりもできる庭があるのは良いことである。そういう場所に図書館はなりにくいので。

(事務局) 工事が完了したら秋津図書館を会場に協議会を行い、整備後の施設を見学していただきたいと思っている。

- 中学生が使う建物の使い方として、他にも参考になるのではないかな。
- 中学生からはどのような意見がでたのかな。

(事務局) 中学生が欲しい場所としては、おしゃべりができる場所、写真を撮れる映えスポットとして集まれる場所の他、静かに本が読める場所という意見もあり、多様化している。静かなところからにぎやかなところまでグラデーションがある。整備後の庭は芝生で寝転がって利用できる場所にしたい。

- 文化センター（公民館側）から直接入れるのかな。

(事務局) 共通エリアから入れる。

- 図書館の休館日には文化センターから入れるのかな。

(事務局) 休館日は、公民館・図書館とも同じためどちらからも入れない。

- にぎやかになったら休館日の利用が課題になるかもしれない。

(事務局) 小中学校読書活動支援事業について、配布資料は学校図書館支援担当が小中学校の教員向けに発行しているものである。学校図書館専任司書が全校に1名ずつ専任配置になり、兼任校がなくなった。学校図書館担当教員の連絡会では、司書を活用した学校図書館の好事例の共有をした。それぞれ独自色を出して活動してもらいたい。教育委員会の定例訪問で各学校の状況を見学している。実施計画の事業としては最終年度だが、これからも図書館からの学校支援は続けていく。学校図書館専任司書は23人で、小中併せて22校の他、全体のとりまとめのために一人配置し、中央図書館に勤務して公共図書館の児童担当とも連携している。

- やっと各校に専任配置になった。感慨深い。
- 学校としてありがたい。司書が図書室にいるのは教員、生徒に良いことである。本と子どもをつなげる努力をしていきたい。

- これまでの複数校兼務では活動が難しかったので、良かった。各校に専任配置になり、公共図書館との連携を深めるなど活用を進める段階になった。専任配置の実現には時間がかかったが公共図書館との連携は最初から押さえてあった。今後も、1人勤務は日常的に仕事の相談がしにくい環境のため、統括担当と公共図書館側がどうかかわるかが課題になる。

(事務局) 学校からの協力依頼が増えている。ありがたいことであり、きちんと対応していきたい。学校図書館専任司書が読書指導に関わるクラスが増えており、各館ごとに地域の小中学校への相談体制を作りサポートしている。

- 司書がいると昼休みに図書館を開けられる。勤務が2日から4日になったことは子どもにもよかった。

(事務局) 中学校は図書の時間がないので、授業で使ってもらうよう働きかけをして学校図書館の利用をさらに増やしたい。調べ学習と読書は両輪である。

- 公共図書館が学校司書の面倒を見る必要がある。教員からの意見を吸い上げて学校司書を育ててほしい。

(事務局) 市立図書館電子書籍推進事業は、導入後3年目になる。電子書籍は有期限の使用ライセンスの購入のため、導入時に購入したコンテンツの中には、期限終了で利用できなくなっているものがある。今年度は、子ども向けに同時アクセスフリーの読み放題パックを130点入れた。夏休みを中心に短期間で多くの閲覧利用があった。読み放題パックはライセンス利用期間が短いので、電子書籍の収集方針に基づいて効果を見ながら次を模索していく。次期システムでは紙資料とデータ管理を一本化する予定で利用促進につなげたい。

市立図書館利用促進事業は、令和7年度のシステム更新に合わせて取り組んでいる。新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請をしている。次期システムではサーバーのクラウド化、ネットでの未所蔵予約受付、利用カードの電子化、マイナンバーカードとの連携などを予定している。また、学校図書館のシステム化を行い公共図書館システムと連携する。議会での予算案審議前だが概要については2月にプレス発表をしている。

- 次の項目の令和7年度の事業予定にもかかわる内容だ。

(事務局) 新システムにはオンラインでできる機能を付加する。マイナンバーカードと連携するが従来の紙の利用カードも使える。選択肢を増やす施策である。令和8年2月稼働予定である。学校図書館の蔵書の電算データ化は既に全体の7割程度は済んでいるが、システム化までに残りのデータ化も行う。

- 中学校図書館は蔵書数はあるが、かなり古い本があるので、データにより見える化されるのは良い。質の向上になる。数だけではダメだと思う。
- 次回の協議会は新年度予算が成立しているので、具体的な話を聞きたい。システム化については、公共図書館は更新、学校図書館は新規となる。学校図書館ではまだ



蔵書の電算データ化が完了していないとのことだ。古い蔵書の更新のきっかけにもなると良い。

(事務局) 学校図書館でも統計処理により分析ができるようになる。充実につなげたい。

- 学校図書館の貸出数はシステム化により増えるかもしれない。

(事務局) いい仕組みになるよう取り組んでいきたい。

(4) 令和7年度予定について

(事務局) 東村山市子ども読書活動推進計画改定の年になる。第5次計画の策定を行うので、協議会でも意見をもらいたい。他には先ほどご説明した図書館システム更新や秋津図書館の図書園等の工事完了を予定している。また、今期の第25期協議会は次回までとなっている。あと1回お願いしたい。

- 今日は3月議会中なので、話せる範囲で話してもらった。他に質問があれば。
- 学校図書館の蔵書のデータ化は賛成だ。気になるのは、公共図書館の大人向けの蔵書は社会性があってもよいが、学校図書館で「これは子どもに読ませたくない」となったらだれの責任で対応するのか。

(事務局) 学校長が責任者であるが、公共図書館も相談があれば協力している。

- 議論が必要なところである。学校図書館の蔵書リストは、市民に直接公開されないもので、どう評価されるかは見えていない。アメリカでは、地域の学校図書館の蔵書に時に激しい批判が出される事実があり、日本でも可能性としては起こりうる。
- 人権問題が発生しうる。国内でも類似事例があった。その時に蔵書を守れるか。排除か包摂かとなった時には、安全な包摂の観点で見てもらいたい。図書館は知識のたまり場で発見場になるように機能して行くと良い。特定の資料がハンセン病資料館の図書室に行かないとみられないのではダメだと思う。大切な話である。
- 学校図書館のあり方を公共側の図書館協議会で話せる地域は少ない。他はそのような基盤がない場合があり、東村山の状況は良いことである。

(事務局) 学校に関わる人が多いので議論が深まっている。

- 時間となったので終了したい。次は令和7年度の開催となる。

(事務局) 次回は第25期の最終回になるがよろしくをお願いしたい。